

定を見た次第である。

滿洲國に於ける國民勤勞奉公制實施の決定

滿洲國に於いては内外の諸状勢に則應し兵役の義務に相當する公役として今般義務的なる國民勤勞奉公制を明年度より實施することを昭和十七年六月四日參議府會議に於いて正式決定した。その要綱を掲ぐれば左の如くであるが、但し左記要綱は決定前の要綱案によるものである。

國民勤勞奉公制創設要綱

第一 方 錄

現下國內外の情況及之が將來の推移に鑑み國民皆勤務の本旨に則り帝國人民的一大義務たる兵役の義務に照應し義務的國民勤勞奉公制を創設して高度國防國家建設事業に挺身せしめ勤勞奉公以て建國の理想達成に向つて人民を鍛成せんとす

第一 要 領

一 勤勞奉公義務者

勤勞奉公義務者は帝國人民たる男子にして兵役に服せざる者とし特別の事由ある者は其の義務を免除するものとす
義務者中より更に適格者を選定するものとす
學生に在りては別に學生勤勞奉公制を樹立するものとす

二 勤勞奉公義務の内容

帝國人民たる男子は二十一年より二十三年に至る年齢に在る間通じて十二箇月以内の勤勞奉公に服するものとす

戰時又は事變の場合に於ては一年を超える限度に於て前項の年齢及期間を延長することを得るものとす

のとす

當分の間勤勞奉公に服すべき者にして其の義務を履行し得ざる場合は一定の金額を納付せしめて其の義務の履行に替へしむることを得るものとす

のとす

三 勤勞奉公の對象となるべき事業

勤勞奉公の對象となるべき事業は其の性質上國防建設、國土建設、郷土建設及重要產業等其の福利の努めて永遠に貽るが如きものを選定するものとす

のとす

四 勤勞奉公隊の編制

勤勞奉公實施の爲勤勞奉公隊を編制するものとす

勤勞奉公隊は市、縣、旗の區域に依り軍隊的に編制するものとす

五 勤勞奉公隊の運營

勤勞奉公隊の指揮管理は政府之に當るものとす

勤勞奉公隊員の訓練特に幹部の養成訓練は國軍その他關係機關の協力を得て協和會之を行ふものとす

第三 措 置

一 勤勞奉公制度は康徳十年度より之を開始し康徳十二年度に於て之を完成するものとす

二 國民勤勞奉公制及學生勤勞奉公制創設に必要な法規を制定するものとす

三 勤勞奉公制創設に必要な調査研究を爲し實施に遺憾なからしむる爲準備委員會を設く

四 勤勞奉公制創設に關し宣傳工作の徹底を期する爲總務廳弘報處は關係各機關を動員活動するものとす

五 勤勞奉公制運營の爲必要に應し逐次行政機構の整備を行ふこととし、市、縣、旗に重點を置く

六 勤勞奉公隊の基盤たらしむる爲速かに協和青年團組織の整備擴充を圖るものとす

勤勞奉公隊員の訓練に關しては精神、技能（警備を含む）及體力の昂揚、向上を圖ると共に團體的規律、生活規律に付ては國軍に準じ鍛錬し國家意識の涵養に特段の意を用ゆるものとす

八 奉公義務完了者の優遇

奉公義務完了者は其の成績に應じ國民の中堅として活躍し得るよう國家的措置を講ずるものとす

九 經 費

勤勞奉公隊運營に於て之を負擔するものとす

勤勞奉公隊員の訓練に於て之を負擔するものとす

勤勞奉公隊員の訓練に於て之を負擔するものとす